

第201回千代田区建築審査会会議録

日 時：令和5年3月15日（水） 午後2時から午後2時40分まで

場 所：区役所4階 会議室B

参加委員：4名

会	長	関	智文
委	員	正木	順子（オンライン参加）
委	員	宇於崎	勝也
委	員	山崎	芳明

議 題：

建築基準法第44条第1項第2号（道路内の建築制限）の規定に基づく千代田区建築審査会の同意について

議案第21号

バス停留所上家 有楽町駅（晴海ライナー）

結 果：

同意

議事の概要：

会長

議案第21号の詳細を説明願いたい。

千代田区

道路上の既存のバス停留所に、上家を建築する計画である。現地にある千代田区エリアマップを移設して、バス停留所上家のほか、それに伴う広告板と防風板とベンチを設置する予定である。上家を新設するバス停留所は道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線バスの停留所であり、今回の上家は公益上必要な建築物といえる。

また、風雨除け、ベンチの設置、バリアフリー対応によって利用者の利便性・快適性の向上を目的として設置するものである。歩道の残幅員が十分に確保されており、千代田区路上建築物協議会において、消防、警察及び道路管理者から支障がない旨の回

答を得ている。

このことから、本計画については、公益上必要な建築物と考えられ、通行上支障がないと判断できる。

このため、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき建築審査会に同意を求めたい。

会長 このバス停留所の上家を使用するのはこの事業者のこの路線のみか。

千代田区 そうである。

会長 晴海ライナーの概要は。

千代田区 中央区にある晴海のトリトンスクエアを起点にして、晴海エリアと有楽町、東京駅を結ぶ乗合バスとして、2012年から運行している。

会長 運行の間隔は。

千代田区 日中で1時間に2本程度である。

委員 許可申請理由書ではバリアフリーやユニバーサルデザインに触れられているが、どこで実現しているのか。

千代田区 バリアフリーに関しては、時刻表の読みやすさなどで対応している。
ユニバーサルデザインに関しても、外国語表記や統一したデザインの構築で設置することによって分かりやすくすることで実現している。

委員 降車側から乗車する車いすの利用者は広告板が邪魔になるのではないか。

千代田区 基本タイプの上家を採用しているので、降車口部分には上家の屋根がない。そのため、車いす利用の乗客には影響はない。街路樹の根やほかの道路上の物件に対しての影響を考えると、降車

	口まで屋根のある大きな上家を設置することは難しい。
委員	バス自体のバリアフリーはどうか。上家と連携させないと意味が無いのではないか。
千代田区	事業者を確認しておく。
委員	許可申請理由書上に、「2週間に一度のバス停及び周辺清掃をおこなう」と記載があるが、清掃は誰が行うのか。
千代田区	申請者であるバスの事業者が主体となって行う予定である。作業自体は別の会社と契約して行うのかもしれない。
委員	このバス停留所以外でも、この路線バスのバス停留所には上家が設置されているのか。
千代田区	現状ではすべて中央区内ではあるが、三つのバス停留所に上家が設置されている。残りの停留所も協議が整い次第、順次設置していく計画である。
委員	上家の設置目的は、バスを待っている利用客が風雨にさらされることなどを防ぐことにあるのか。
千代田区	そうである。
委員	それなりに利用者数は多いということか。
千代田区	具体的な利用者数までは把握していないが、公営バスと違って民間のバス会社が運営しているバス路線なので、一定数の利用者がいて収益が見込まれるのだろうとは考えられる。
委員	バスの乗車口の位置に向かって点字ブロックが新たに設置されるようだが、設置目的は乗車口を分かりやすくすることか。
千代田区	目的としてはそうである。道路の点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）設置の基準を示すものとして東京都の福祉のまち

づくり条例があり、道路管理者がこの条例に則って設置しているものである。

委員

点字ブロックがあることによって、乗車入口が明確になるのはよいことだと思う。一方で乗車口のすぐのところなので、雨が降ったときに利用者がここですべったりしないのか、との心配も考えられるがどうか。

千代田区

点字ブロックに関しても最近では滑りにくいノンスリップタイプのものもあるようだ。道路管理者がどういったものを設置する意向を持っているかによると思う。

委員

事業者が設置するものではなく、必要性もわかるが、そういった弊害がないように危険がないものを採用してほしい。

会長

検討してもらいたいものもあるが、議案第21号は同意でよいか。

(委員全員了承する)

以上